

平成 29 年第 1 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議案

議案第 29 号

佐伯市行政組織条例の一部改正について

平成 29 年度の組織改編に伴い、部の事務分掌を改めようとするものである。福祉保健部に人権・同和対策課を新設することに伴い、同部の事務分掌に人権・同和対策に関するものを加えるため規定の整備を行う。

議案第 30 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）を規定している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の一部改正に伴い、番号法の引用部分の条ずれ等及び条例事務における通知先の追加について、条文の整理をしようとするものである。

議案第 31 号

佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正について

大分県人事委員会の勧告に鑑み、職員の扶養手当の改定を行う措置を講じようとするものである。なお、この改定は平成 29 年 4 月 1 日から 4 年以内で段階的に実施する（特例措置）。

（扶養手当の改定内容）

- ・配偶者に係る手当の月額を 13,000 円から 6,500 円（部長級職員については 3,500 円）に減額し、子に係る手当の月額を 1 人につき 6,500 円から 10,000 円に増額する。
- ・子のうち 15 歳以上 23 歳未満の子がいる場合に支給する特定加算額の月額を 1 人につき 5,000 円から 6,000 円に増額する。
- ・部長級職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を 1 人につき 6,500 円から 3,500 円に減額する。
- ・職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当の月額を 11,000 円とする取扱いを廃止する。

議案第 32 号

佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の退職手当の支給に関し、特別職の職員以外の在職期間を有する場合に係る退職手当の特例について、県職員から引き続いて特別職の職員となった者と同様に、国家公務員から引き続いて特別職の職員となった者に対しても適用されるよう、改正を行おうとするものである。

議案第 33 号

佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の規定の整備を行おうとするものである。

(主な改正の内容)

◎介護休暇の分割取得

介護休暇を請求できる期間を3回まで分割可能とする。

◎介護時間の新設

介護休暇とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる仕組みを新設する。

◎育児休業等の対象となる子の範囲の見直し

育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等を加える。

(関係条例)

- ・ 佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・ 佐伯市職員の育児休業等に関する条例
- ・ 佐伯市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・ 佐伯市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

議案第 34 号

佐伯市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の通勤による災害に対する補償について、地方公務員災害補償法の規定に準じる通勤災害補償の通勤の範囲となるよう、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 35 号

高松辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条において、「この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て総合整備計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならない」とされている。本議案は、高松辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について議

会の議決を求めようとするものである。

高松辺地は、大入島の北部に位置し、市の中心部から約 8.1 k m の距離にある人口 68 人、38 世帯の集落である。公共的施設の整備計画の計画期間は、平成 29 年度から同 33 年度までの 5 年間である。

今回策定の整備計画の内容は、小型動力ポンプ付積載車の整備で、その事業費 5,564 千円のうち辺地対策事業債の予定額は 5,500 千円である。

議案第 36 号

守後辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第 35 号と同様に、守後辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議会の議決を求めようとするものである。

守後辺地は、大入島の南西部に位置し、市の中心部から約 3.9 k m の距離にある人口 79 人、40 世帯の集落である。公共的施設の整備計画の計画期間は、平成 29 年度から同 33 年度までの 5 年間である。

今回策定の整備計画の内容は、小型動力ポンプ付積載車の整備で、その事業費 5,564 千円のうち辺地対策事業債の予定額は 5,500 千円である。

議案第 37 号

黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第 35 号と同様に、黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議会の議決を求めようとするものである。

黒沢辺地は、市の中心部から南へ約 15 k m の距離にある人口 203 人、82 世帯の集落である。公共的施設の整備計画の計画期間は、平成 29 年度から同 33 年度までの 5 年間である。

今回策定の整備計画の内容は、林道船河内 2 号線及び林道船河内線の整備で、その事業費はそれぞれ 159,075 千円（うち辺地債 52,800 千円）及び 21,400 千円（うち辺地債 21,400 千円）である。

議案第 38 号

大島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第 35 号と同様に、大島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議会の議決を求めようとするものである。

大島辺地は、九州最東端の鶴見半島の北約 550m 沖に位置し、周囲は約 11.7 k m、面積は約 1.9 k m² であり、急峻な山地が海岸に迫り、平坦地の少ない外海本土近接型離島である。公共的施設の整備計画の計画期間は、平成 29 年度から同 33 年度までの 5 年間である。

今回策定の整備計画の内容は、漁業集落排水施設の整備で、その事業費 231,000 千円のうち辺地対策事業債の予定額は 56,400 千円である。

議案第 39 号

梶寄浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第 35 号と同様に、梶寄浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議会の議決を求めようとするものである。

梶寄浦辺地は、鶴見半島の東部に位置し、市の中心部から東へ約 27 k m の距離にある漁村地域であり、急峻な山地が海岸に迫り、平坦地は極めて狭い。公共的施設の整備計画の計画期間は、平成 29 年度から同 33 年度までの 5 年間である。

今回策定の整備計画の内容は、漁業集落排水施設の整備で、その事業費 223, 000 千円のうち辺地対策事業債の予定額は、52, 700 千円である。

議案第 40 号

大越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更しようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経て、これを総務大臣に提出しなければならないこととされている。本議案は、大越辺地の総合整備計画の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

大越辺地の総合整備計画書のうち、飲料水供給施設（配水管）の整備に係る事業費の額を 14, 300 千円から 38, 300 千円に、辺地対策事業債の予定額を 700 千円から 4, 600 千円に増額する。

議案第 41 号

佐伯市手数料条例の一部改正について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の全部施行に伴い、同法の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請の審査に係る手数料を定めるため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 42 号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法の規定により議会の議決を求めようとするものである。

- ・床木海崎線は、県道床木海崎停車場線の改良に伴う終点の変更により、一旦市道路線を廃止し、新たに市道路線として認定するもの
- ・大手前新小路 2 号線は、市道大手前新小路線と市道西谷新屋敷線とを接続する道路を新たに認定するもの

議案第 43 号

佐伯市税条例等の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の新設及び住宅ローン控除制度の適用期限の延長並びに法人の市民税に係る法人税割の税率の引下げ並びに軽自動車税に係るグリーン化特例の適用期限の延長及び環境性能割の新設等について規定を整備するほか、条文の整備を行うおうとするものである。

(主な改正の内容)

◎特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の新設〔平成 30 年 1 月 1 日施行〕

個人の市民税において、個人が平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、スイッチ OTC 薬（医療用から転用された医薬品）の購入費用を年間 12,000 円を超えて支払った場合には、一定の条件の下、その購入費（年間 10 万円を限度）のうち、12,000 円を超える額を所得控除する。

◎住宅ローン控除の適用期限の延長〔公布の日施行〕

平成 31 年 6 月末までの適用期限とされている個人市民税の住宅借入金等特別控除の特例措置について、その適用期限を 2 年 6 か月延長し、平成 33 年末まで適用する。

◎法人市民税法人税割の税率の引下げ〔平成 31 年 10 月 1 日施行〕

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、地方法人税の税率引上げに併せて法人市民税法人税割の標準税率及び制限税率が引下げられることに伴い、法人市民税法人税割の税率を 12.1%から 8.4%に引き下げる。

◎軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の 1 年延長〔平成 29 年 4 月 1 日施行〕

平成 28 年度に取得する軽自動車について、引き続き軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の適用を受けられるよう、現行の措置を 1 年間延長する。

◎環境性能割の新設〔平成 31 年 10 月 1 日施行〕

- ・軽自動車税に環境性能割を設ける。これに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とする。
- ・課税標準は取得価額とし、免税点は 50 万円とする。
- ・税率は、燃費基準達成度等に応じて決定し、非課税、1%、2%の 3 段階を基本とする。
- ・新車、中古車を問わず対象とする。
- ・環境性能割について当分の間、県が賦課徴収しその徴収取扱費を県へ交付する制度を新設する。

○軽自動車税環境性能割の税率（乗用車の例）

| 区 分 | | 税 率 | |
|-------------------|---------------------|-------|-------|
| | | 自家用 | 営業用 |
| 電気自動車等 | | 非課税 | 非課税 |
| ガソリン車、ガソリンハイブリッド車 | 平成 32 年度燃費基準+10%達成車 | 1. 0% | 0. 5% |
| | 平成 32 年度燃費基準達成車 | | |
| | 平成 27 年度燃費基準+10%達成車 | 2. 0% | 1. 0% |
| 上記以外の車 | | | 2. 0% |

議案第 44 号

佐伯市保育所条例の一部改正について

蒲江保育所が認定こども園の認定を受けたことに伴い、施設の名称について「蒲江保育所」を「蒲江こども園」に改めようとするものである。

議案第 45 号

佐伯市特別養護老人ホーム条例の一部改正について

佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑の管理を行う指定管理者になる要件について、社会福祉法人以外の法人その他の団体を排除しないようにするための規定の整備を行おうとするものである。

議案第 46 号

佐伯市地域支援事業利用料条例の一部改正について

本市が行う介護保険における地域支援事業について、新たな事業として、地域に住む高齢者に対し、介護予防に効果的なプログラムの提供により高齢者の機能低下を早期に予防する場づくりとなる介護予防教室（おげんき広場）事業を実施することに伴い、利用料の額を定めようとするものである。

議案第 47 号

佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

蒲江保育所が認定こども園の認定を受けたことに伴い、平成 29 年度から蒲江幼稚園を廃止し、あわせて関係する条例を改正しようとするものである。

なお、この議案は、佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第 2 条の規定により、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の別表から佐伯市立蒲江幼稚園の項を削る。あわせて佐伯市学校給食センター条例の別表について同様の改正を行う。

議案第 48 号

佐伯市奨学金条例の一部改正について

奨学金の返済に係る収納率の向上を図るため、奨学金貸与に必要な「保証人」を「連帯保証人」に改めようとするものである。

議案第 49 号

佐伯市都市公園条例の一部改正について

佐伯市総合運動公園に設置する宿泊研修施設（セミナーハウスはぐくみ）の供用を開始するため、当該施設の利用日、利用時間及び利用料金を新たに定めようとするものである。

議案第 50 号

佐伯市工場立地法地域準則条例の一部改正について

工場立地法の一部改正に伴い、同法の規定を引用している条項の整理をしようとするものである。

議案第 51 号

大入島食彩館の指定管理者の指定について

大入島食彩館の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

◎ 指定管理者の候補者

所在地 佐伯市大字久保浦 1059 番地 11

団体名 有限会社 大入島（おおいりじま）

代表者 代表取締役 森崎セツ子

◎ 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

◎ 公募・任意指定の別

公募

◎ 選定の理由

申請団体が 1 団体であり、他との比較はできないが、当該法人は現在当施設を管理している法人であり、これまでの管理においても問題なく、当施設の設置目的についても十分理解して施設の管理を良好に行ってきたものと判断されるため。

議案第 52 号

佐伯市本匠農林産物直売所の指定管理者の指定について

佐伯市本匠農林産物直売所の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

◎ 指定管理者の候補者

所在地 佐伯市本匠大字波寄 2692 番地

団体名 有限会社 きらり

代表者 代表取締役 三浦 渉

◎ 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

◎ 公募・任意指定の別

任意指定

◎ 選定の理由

この施設は、平成28年6月30日の店舗内への落石により、従来の施設での運営が不可能となり、現在、設置箇所を一時的に移転し仮設店舗により運営を行っている。

店舗を元の場所で再開するのは困難であり、移転し設置するのか、あるいは閉鎖するのか等、現時点で今後の見通しが立たず、指定期間の設定も不安定、不確実であることなど、公募による選定が好ましくない状況にある。このような中、当該施設の目的である、農林業生産物、加工農林産物等販売の場として利用し、農林業等の振興を継続して図るためには、当面、現在の指定管理委託先である有限会社きらりに管理してもらうことが、最も効果的かつ効率的な運営方法と思われるため。

諮 問

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者江藤聖嗣）

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないこととされている。

佐伯市の人権擁護委員のうち桑門超（くわかど ちょう）委員の任期が平成 29 年 3 月 31 日で満了するため、新たに江藤聖嗣（えとう しょうじ）氏を推薦しようとするものである。

専決処分の報告

報告第 1 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、平成 29 年 1 月 4 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものである。

事 件 名：佐伯市直川大字仁田原の仁田原分団消防機庫敷地内で発生した物損事故に係る損害賠償事件

相手方：大分市仲西町1丁目14番3号

九州電気システム株式会社 大分支店 支店長 中野博行

事件の概要：平成28年11月2日午後1時34分頃、佐伯市直川大字仁田原の仁田原分団消防機庫敷地内において、相手方が所有する自家用貨物自動車を走行させていた際、側溝の一部が破損していたためグレーチングが跳ね上がり、当該自家用貨物自動車の燃料タンクを破損した。

和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額：164,054円（保険適用範囲内）

（車両修理費：102,146円、レッカー代：61,908円）

報告第2号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

報告第1号と同様の報告である。

平成28年12月28日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである

事件名：佐伯市大字長谷2787番3の佐伯市総合運動公園駐車場で発生した物損事故に係る損害賠償事件

相手方：佐伯市弥生大字大坂本1911番地 荒木光生

事件の概要：平成28年11月3日午前9時53分頃、佐伯市大字長谷2787番3の佐伯市総合運動公園駐車場において、オール九州市町村合同公売会の開催に伴い設置した駐車場案内看板が風で倒れ、走行中の相手方が所有する軽自動車の右側前部を損傷した。

和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額：49,399円（保険適用範囲内）

（車両修理費：49,399円）

報告事項

第1号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

市長の専決処分事項に関する条例本則第1号及び第2号の事項（1件200万円以下の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告するものである。

専決処分日：平成29年2月15日

事故の場所：佐伯市中村南町1番1号の佐伯市役所駐車場

相手方：佐伯市中の島1丁目10番13号 吉岡泰到

事故の概要：平成 29 年 1 月 18 日午後 1 時 40 分頃、上記事故の場所で、佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転していたところ、進行方向右側から発進してきた相手方が所有する自家用普通乗用車と接触し、当該自家用普通乗用車の前部バンパー及び当該市有自動車の右側後部を破損した。

和解内容：佐伯市と相手方が相互に損害賠償金を支払う（事故の責任割合 佐伯市：相手方 30：70）。

賠償金額：市から相手方へ 30,307 円（車両修理費 保険適用範囲内）
相手方から市へ 106,876 円（車両修理費）